

平成 27 年 10 月

普通預金口座を開設されるお客さまへ

岡崎信用金庫

「休眠口座管理手数料」の新設について

当金庫では、**2016 年 1 月 1 日（金）以降に開設された普通預金口座**に対し、「休眠口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。

「休眠口座管理手数料」とは、最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび休眠口座管理手数料の引落しは除きます。）から 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（総合口座を含みます。）のうち、残高が 1 万円未満の口座に対し、お取引状況をお知らせした上で、約 3 ヶ月経過後に、年間 1, 200 円（消費税別）の手数料をいただくものです。

ただし、次の場合は休眠口座管理手数料の対象外となります。

- ① 当金庫（本支店を含みます）で、他にお預り金融資産（定期預金、投資信託、外貨預金、国債等）のお取引がある場合。
- ② 当金庫（本支店を含みます）で、お借入がある場合。

※ 盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も休眠口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

当金庫におきまして、お客さまが口座の存在自体をお忘れになられている等の理由で、休眠状態となっている口座が存在していることにより、管理コストを要している現状を踏まえ、①当該口座の再活用によるお取引の再開をお勧めすること、②「口座不正利用」防止の観点から、今後お使いになる予定のない口座のご解約をお勧めすること、③休眠口座の管理に要している最低限のコストをご負担頂くことにより、当金庫を普段からご利用頂いているお客さまへのサービス維持を図ること等を目的としています。

本手数料はあくまでも 2016 年 1 月 1 日以降に開設され、休眠状態となった口座に対する管理コストをご負担頂くものであり、日常の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまが対象となることはありません。なお、2015 年 12 月 31 日現在で、開設されている口座は本手数料の対象外となります。

詳しくは、営業店窓口にお問い合わせください。

以 上